柴田町選挙管理委員会告示第６５号

選挙権を有する者の総数の５０分の１の数、６分の１の数及び３分の１の数について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、市町村の合併の特例に関する法律（平成１６年法律第５９号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）の規定による法定署名数は、次のとおりとする。

令和８年９月１日　提出

柴田町選挙管理委員会委員長　水　戸　一　郎

１　選挙権を有する者の総数の５０分の１の数		６２２
(1)　条例の制定又は改廃の請求	（地方自治法第７４条第１項）	
(2)　監査の請求	（地方自治法第７５条第１項）	
(3)　合併協議会設置の請求	（市町村の合併の特例に関する法律第４条第１項、第５条第１項）	
２　選挙権を有する者の総数の６分の１の数		５，１８０
(1)　合併協議会設置協議についての投票の請求	（市町村の合併の特例に関する法律第４条第１１項、第５条第１５項）	
３　選挙権を有する者の総数の３分の１の数		１０，３６０
(1)　町議会の解散の請求	（地方自治法第７６条第１項）	
(2)　町議会議員の解職の請求	（地方自治法第８０条第１項）	
(3)　町長の解職の請求	（地方自治法第８１条第１項）	
(4)　主要公務員の解職の請求	（地方自治法第８６条第１項）	
(5)　教育委員会教育長又は委員の解職の請求	（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第８条第１項）	